

管理職手当の支給に関する規則及び柴田町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

柴田町長

柴田町規則第6号

管理職手当の支給に関する規則及び柴田町行政組織規則の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和45年柴田町規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
組織	職	職務の級	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給額(月額)	定年前再任用短時間勤務職員に係る支給額(月額)	組織	職	職務の級	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給額(月額)	定年前再任用短時間勤務職員に係る支給額(月額)
町長	(略)	(略)	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	副参事	(略)	<u>31,700円</u>	(略)		副参事	(略)	—	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)					備考 1～2 (略)				

(柴田町行政組織規則の一部改正)

第2条 柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(班の設置)		(班の設置)	
第9条 課設置に関する条例により設けられた		第9条 課設置に関する条例により設けられた	

次の表の左欄に掲げる課に当該右欄に掲げる班を置く。

課	班
(略)	(略)
健康推進課	<u>保健予防第一班、保健予防第二班</u> 、保健指導班、保険年金班
(略)	(略)

次の表の左欄に掲げる課に当該右欄に掲げる班を置く。

課	班
(略)	(略)
健康推進課	<u>保健予防班、保健指導班、コロナワクチン接種推進班</u> 、保険年金班
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。